

石川県情報公開審査会の答申概要 (答申第87号)

1 異議申立ての対象となった請求対象文書 (諮問案件第133号)

石川県河川課の犀川辰巳治水ダム建設事業説明会 (以下「事業説明会」という。) のホームページ (以下「本件ホームページ」という。) に記載されたパンフレットの「ダムによる洪水調節イメージ図」が訂正されないことの根拠に関する文書

2 担当課 (所) 土木部河川課

3 審査請求等の経緯

- (1) H19. 7. 24 公開請求 (4) H20. 1. 28 諮問
- (2) H19. 8. 7 不存在決定 (5) H22. 9. 3 答申
- (3) H19. 8. 31 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	異議申立人は、本件ホームページに掲載されている「ダムによる洪水調節イメージ図」について、「いしかわのダムホームページ」の「ダムによる洪水調節イメージ図」と同様に、河川改修を考慮した修正を行うべきと主張している。 しかしながら、実施機関は、本件ホームページは事業説明会の概要を紹介するもので、事業説明会に使用した資料を掲載していると述べており、このことは本件ホームページの名称からも推認できる。 したがって、実施機関が、本件ホームページを訂正する必要がないため、本件公開請求に係る公文書を作成していないとして、不存在決定を行ったことは、特段不合理ではない。

5 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第87号

答 申 書

平成22年9月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年7月24日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

石川県河川課の犀川辰巳治水ダム建設事業説明会（以下「事業説明会」という。）のホームページ（以下「本件ホームページ」という。）に記載されたパンフレットの「ダムによる洪水調節イメージ図」が訂正されないことの根拠に関する文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成19年8月7日に、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

本件ホームページは、事業説明会の概要を紹介するものであり、ホームページでは、説明会に使用した資料を掲載しているため、請求に係る文書を作成する必要はなく、文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年8月31日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成20年1月28日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりであ

る。

- (1) 本件ホームページに、事業説明会で使用されたパンフレットが掲載され、そこには、「ダムがない場合」と「ダムがある場合」とを対比した「ダムによる洪水調節イメージ図」が記載されており、辰巳ダムが完成すれば、河川改修がなくても氾濫は全て防げるとの印象を与える。

一方、「いしかわのダムホームページ」に掲載されているイメージ図では、「河川未改修でダムがない場合」と「河川改修済でダムがある場合」との対比を表す図に訂正されている。

そこで、本件ホームページについては訂正されていない理由について公開請求した。

- (2) 実施機関は、事業説明会に使用した資料を掲載しているため、変更していないとしているが、事業説明会で使用された資料であるからこそ、間違いや説明不足等があった内容について、訂正ないし補足説明を行う必要がある。

本件ホームページは、事業説明会に参加できなかった方々にも広く説明することを目的とすることにあると思われ、資料の再配布が困難であるからこそ、訂正や補正等を行い、県民の誤解をなくし、疑問に答えるべきである。

- (3) 本件ホームページのイメージ図では、ダムがない場合に氾濫し、ダムがある場合には大きく水位が低下し洪水が防止されることを示すものとなっているが、実際は、ダムの完成だけでは氾濫を防ぐことができず、越流量が若干減少する程度であるので、河川改修に全く触れていない当該イメージ図は事実と反するものである。

実施機関もその誤りを認めており、本件ホームページを訂正しないのであれば、理由があるはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件ホームページは、事業説明会で使用した資料を掲載している。

また、「いしかわのダムホームページ」でも「ダムによる洪水調節イメージ図」を掲載しており、これについては「河川改修」を考慮した記載に修正を行ったが、修正前の図が誤っていたわけではなく、分かりやすく説明するため修正したものである。

また、事業説明会では、パンフレット配布に際し、河川改修と辰巳ダム建設によって事業を進めていく旨説明しているの、異議申立人が主張するように、河川改修を行わなくても、辰巳ダムだけで治水効果があるかのような印象を与え、誤解を招く、ということは考えられない。

したがって、本件ホームページを訂正する必要がないため、本件公開請求に係る文書を作成する必要はなく、存在しないので、不存在決定を行ったものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務

が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

本件ホームページに掲載されたパンフレットの特定事項について、訂正を行わないことの根拠に関する文書である。

3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

当審査会において、異議申立人が意見書に添付した、本件ホームページに掲載されている「ダムによる洪水調節イメージ図」と、実施機関が理由説明書に添付した「いしかわのダムホームページ」の「ダムによる洪水調節イメージ図」を比較すると、後者においては異議申立人が述べるような河川改修を考慮した修正が行われたことが窺われる。

しかしながら、実施機関は、本件ホームページは事業説明会の概要を紹介するもので、事業説明会に使用した資料を掲載していると述べており、このことは本件ホームページの名称からも推認できる。

したがって、実施機関が、本件ホームページを訂正する必要がないため、本件公開請求に係る公文書を作成していないとして、不存在決定を行ったことは、特段不合理ではない。

4 異議申立人のその他の意見について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、本件ホームページの「ダムによる洪水調節イメージ図」は誤りであり、県民に誤解を与えると主張しているが、当審査会はその適否を審査する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 1 月 28 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 3 3 号)
平成 20 年 4 月 1 日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成 20 年 4 月 21 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 22 年 7 月 16 日 (第 198 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 7 月 30 日 (第 199 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 8 月 27 日 (第 200 回審査会)	○事案の審議を行った。